



お知らせ『りしり富士』

第579号 No1
令和2年6月10日発行
(編集：企画政策課)

利尻富士町感染防止対策継続支援金事業の申請について

産業振興課商工観光係

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態措置解除後の町内活動再開にあたっては「新しい生活様式」の実践に取り組む必要があることから、対象事業者を拡大し、感染防止対策を継続する取り組みを支援いたします。

【支給額等】

	対象業種 ※法人・個人問わず	町の給付金額
①	○宿泊施設	30万円
②	○医療施設（歯科・薬局・鍼灸マッサージ等） ○生活必需物資販売施設（食品売場、コンビニ、ホームセンター、ガソリンスタンド、衣料品店、文房具屋、酒屋等） ○食事提供施設（利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金対象施設）※ ○交通機関等（ハイヤー、レンタカー、物流サービス（宅配含む）等） ○工場等（製造業） ○その他（理髪店、美容院、葬儀・花屋、本屋、家電販売店、家具屋、自動車販売店、クリーニング店、修理店（時計・靴・洋服等）等）	20万円
③	○その他町長が認める業種（建設業・土木業・設備業）	10万円

※【北海道休業協力・感染リスク低減支援金】対象者は支給対象外となります。

※【利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金（15万円支給の飲食店）】対象者は、上記給付金額になるよう追加支給します。なお、町の決定通知を以って申請を受け付けたこととするため、改めての申請は不要です。

【対象者】

- ・本町の区域内で上記対象業種を営む法人又は個人事業者。
- ・交付要件に示す感染症防止対策を実施し、国が公表する「業種ごとの感染防止拡大予防ガイドライン」の取り組みを実践する事業者。

※注意：本支援金は、事業者単位で支援することから、複数の業種・事業所を経営する事業者の場合であっても、一事業者として定額の支援金を支給いたします。

【申請から給付までの流れ】

- 1) 申請に必要な申請書類一式を役場ロビーと鬼脇支所ロビーに置いてありますので、そこから各事業者一部を受領願います。（非接触対応とします。）
- 2) 申請書類一式には、募集要項もございますので、内容を確認のうえ申請書類を作成し同封の返信用封筒にて投函願います。
- 3) 到着した申請書類を審査のうえ、「交付決定通知」又は「不交付決定通知」を送付します。（審査の際、不備の書類や確認事項がありましたら電話にて確認させていただきます。）
- 4) 交付決定後は、交付決定通知後に指定の口座へお振り込み致します。

【交付要件】

今後の営業において、以下の感染防止対策を実施するとともに、「業種ごとの感染防止拡大予防ガイドライン」の取り組みを実践する事業者

《感染防止対策》

感染拡大防止対策の取組（以下の3項目それぞれ一つ以上を実施）	
<input type="checkbox"/> 3密（密閉・密集・密接）の防止	<input type="checkbox"/> ソーシャルディスタンスの徹底、座席配置の工夫 <input type="checkbox"/> 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 一定の人数以上の入場制限 <input type="checkbox"/> その他の取組（ ）
<input type="checkbox"/> 感染防止対策の実施	<input type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のための工夫（仕切り等） <input type="checkbox"/> 発熱などの症状がある方の入場制限 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 安全のための設備を整備	<input type="checkbox"/> 手指消毒設備の設置 <input type="checkbox"/> 体温計の設置 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【申請受付期間】

令和2年7月31日までを受付期間とします。

【申請に必要な書類】

- 1) 利尻富士町感染防止対策継続支援金交付申請書
- 2) 営業の実態が確認できるもの（法人の場合は直近の税務申告書の写し、個人事業主の場合は確定申告書の写しなどの営業実態が分かる資料）
- 3) 感染拡大防止対策の取り組みが確認できる写真（上記取り組みが確認できる写真）
- 4) 誓約書 ※必ず自署願います。
- 5) 通帳（写） ※口座（名義人、番号、種別、金融機関名、支店名）が分かる頁の写し
※場合によっては追加の資料を求められることがあります。

【注意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響と関係なく、それ以前から休業していた事業者は、今回の支援金の対象となりません。
- ・この支援金の予算執行については、議会の議決が条件となります。

【問い合わせ先】

役場産業振興課商工観光係
電話：82-1114（直通）



日本脳炎とは？

日本脳炎ウイルスで起こる病気です。蚊によって媒介し感染します。感染すると高熱や意識障害などの症状を示す急性脳炎になる場合があります、神経の後遺症が残ることが多く、また死亡する場合があります。

● **対象年齢及び接種回数** 生年月日により接種年齢が変わります。

- ※ 接種スケジュールについては保健センターへご相談ください。
- ※ 接種期間を過ぎた場合は定期予防接種の対象となりません。任意接種（接種料金は全額自己負担）となります。

平成 12 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日にお生まれの方

20 歳未満（20 歳の誕生日の前日）までに、1 期（3 回）、2 期（1 回）が定期予防接種として受けられます（無料）。

平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日にお生まれの方

9 歳～13 歳未満（13 歳の誕生日の前日）までに 1 期（3 回）、2 期（1 回）が定期予防接種として受けられます（無料）。

平成 21 年 10 月 2 日以降にお生まれの方

【定期予防接種の対象年齢（無料）】

1 期（3 回）：生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満（7 歳 6 か月になる前日）

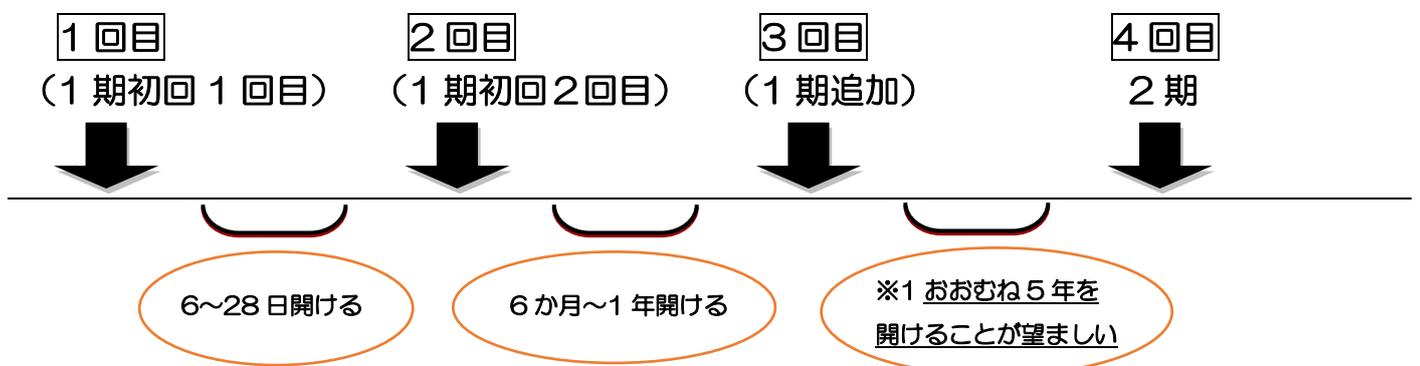
※標準的には 1 期（2 回）3 歳以上 4 歳未満、1 期追加（1 回）は 4 歳以上 5 歳未満

2 期（1 回）：9 歳～13 歳未満（13 歳の誕生日の前日）

※標準的には 9 歳以上 10 歳未満

☆標準的な接種スケジュール☆

※1 おおむね 5 年としていますが、6 日以上開ければ接種できます。



● **予約受付・申し込み**

保健センターすこやか保健係 電話番号 82-2320
ご予約は接種希望日の 1 週間前をお願いいたします。





お知らせ『りしり富士』

第579号 No2
令和2年6月10日発行
(編集：企画政策課)

戦没者のご遺族に対する第1回特別弔慰金の支給について

福祉課住民係

特別弔慰金は今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため戦没者等のご遺族に支給するものです。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件をみたしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者の死亡当時まで引続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- ◇ 特別弔慰金の受給対象となる遺族は戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）であることが支給要件となります。なお、子については死亡当時の胎児も含まれます。

【支給内容】

額面25万円（5年償還の記名国債）

【請求期限】

令和5年3月31日まで。

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れのないよう十分ご注意ください。

【請求窓口および問い合わせ先】

福祉課住民係 電話 82-1113

※新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送でのお手続きも受け付けています。

【前回受給者の方への個別通知について】

前回受給者の方への道からの個別通知については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から送付が延期されています。（7月中旬ごろとなる予定です。）

道からの個別通知を待たずにお手続きをすることもできますので、請求手続きを希望される方は住民係までご連絡ください。

食生活改善協議会では今年度の新会員を募集中です！！

食生活改善推進員は食生活の改善により地域住民の健康づくりに貢献できるよういろいろな活動を実施しています。

主な事業内容は、会員自ら指導者としての知識を高めるための事業や、高血圧、肥満、高脂血症等の学習会の他、住民を対象とした「良い食生活の学習会」、「男の料理教室」、「ふれあい料理教室」等の事業開催、シニア健康フェスティバルの昼食づくり、チャリティーバザー、高齢者配食サービス等への協力を行なっています。

また、牛乳・乳製品を使ったメニューや地場産の食材を使った健康食や伝統の調理法についても学習を継続し、事業を通して健康メニューの紹介や普及に努め、住民の皆様の健康管理に生かしたいと考えています。

是非、この機会にご自身やご家族の健康管理も兼ねて一人でも多くの方々のご入会をお待ちしております。

【参加申し込み】

いずれかの連絡先にご連絡下さい。

連絡先

- ◎ 総合保健福祉センター 電話 82-2320
- ◎ 食生活改善協議会会長 佐藤 キクエ 電話 82-1185

消防職員募集について

利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署

利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署では、消防職員を募集しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせください。

1. 募集人員 1 名
2. 勤務先 利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署(利尻富士町)
3. 採用年月日 令和2年8月1日
4. 給 与 職員給与に関する条例及び同規則に基づく給料及び各手当
5. 試 験 書類審査及び面接試験・適性試験
6. 資 格
 - (1) 資格要件 高校を卒業した者又は救急救命士の資格を有する者、普通自動車以上の運転免許取得者
 - (2) 年 齢 30歳以下の者(平成2年12月31日までに生まれたもの)
7. 必要な書類
 - (1) 申 込 書 1通(別紙様式) ※町ホームページに掲載又は消防に置いてあります
 - (2) 履 歴 書 1通
 - (3) 各 種 証 明 高校卒業証明書・救急救命士資格証明書の写し
普通自動車以上の運転免許証の写し1通(裏と表)
 - (4) 健康診断書 1通(1年以内のもの)
8. 募集期間 令和2年6月1日から採用者が決定次第締め切り



【応募・問合せ先】

〒097-0101 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野 9-9
利尻礼文消防事務組合消防署 利尻富士支署 (電話 0163-82-1119)